

大阪市精神科二次救急医療体制実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市精神科救急医療体制実施要綱（以下「実施要綱」という）第6条に基づく、二次救急医療体制を円滑に実施するための事項について定める。

(実施主体等)

第2条 この事業は大阪府・堺市と共同で市長が実施し、その一部を業務委託により実施する。

(事業内容)

第3条 休日・夜間に速やかに医療を必要とする精神障がい者等に対して、適切な診療及び診察の結果、入院が必要となった場合の受入を行うため、拠点病院及び救急支援病院の診療体制を確保する。

(実施時間)

第4条 拠点病院の診療時間は休日昼間及び夜間の時間帯とし、救急支援病院の受入時間は、平日昼間の9時から17時までとする。

(対象者)

第5条 休日・夜間に精神疾患の急激な発症、増悪などのため救急医療を必要とする精神障がい者等で、情報センターから紹介された場合のみ対象とする。

(拠点病院)

第6条 拠点病院は、休日・夜間の救急受診入院に対応する必要な人員（医師及び看護師等）及び患者の入院に必要な保護室、病室等を確保し、受診及び入院に対応する。

2 拠点病院は原則受診及び入院を拒んではない。

3 拠点病院が、自院通院患者を救急入院で受ける場合は、当該システムでの確保病床以外で対応する。ただし、病床を確保できないときは、情報センターがシステム全体の受診状況を考慮し、当該拠点病院または他の拠点病院が対応する。

4 本システムでの「自院通院患者」とは、現在、当該病院に通院治療中の患者のことをあらし、救急受診日より3ヶ月以内に2回以上の通院歴がある者とする。

なお、当該拠点病院を含む複数の病院に頻回に救急受診及び入院しているいわゆる「頻回救急受診患者」については、当該拠点病院への受診歴の有無にかかわらず「自院通院患者」としない。

(救急支援病院)

第7条 拠点病院・緊急病院等からの後送患者を受け入れる「救急支援病院」を確保する。

2 拠点病院から救急支援病院への移送については、原則として、救急支援病院の車両により行うものとする。

(身体合併症への支援体制)

第8条 休日・夜間において、大阪府内の一般科救急病院等で内科等の処置を受けた、身体疾患を併せ持つ精神障がい者等について、引き続き精神疾患・精神症状に対する治療が必要な場合に、一般科救急病院等に対して精神科コンサルテーションを実施する体制、及び必要に応じて診察、入院受入れを行う体制を整備する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

非常勤職員（精神保健福祉法に規定する緊急措置診察関連業務及び精神科救急システムにかかる精神科救急医療情報センター関連業務）の採用について

（目的）

第1条 大阪府、大阪市、堺市が共同で実施する精神保健福祉法に規定する緊急措置診察関連業務及び精神科救急システムにかかる精神科救急医療情報センター関連業務に従事する非常勤職員の採用について、身分の取扱い等の必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 非常勤職員として任用された者は、大阪府、大阪市、堺市それぞれの精神保健福祉職員の証が与えられ、取扱い事案の発生地に応じて、それぞれの自治体職員として対応する。また、患者、その家族等からのクレーム等事後の対応に関しては、原則として下記のとおりとする。

- ① 緊急措置診察関係の場合は、当該事案の発生地の所管自治体と対応・協議する。
- ② 精神科救急システムの場合は、相談者の住所地の自治体と協議する。

（勤務の内容）

第3条 勤務の内容については、緊急措置診察関連業務と、精神科救急医療情報センター関連業務に分けて規定する。

【緊急措置診察関連業務】

精神科救急の今日的な事例に迅速かつ的確に対応するため、窓口業務と患者搬送業務に分けて、専門分化する。業務の詳細については「緊急措置診察実施マニュアル」に定める。

【精神科救急医療情報センター関連業務】

業務の詳細については「精神科救急医療情報センター受付マニュアル」に定める。

（任用条件）

第4条 年齢による制限として満65歳以下（4月1日現在）とする。

2 業務に携わる職員については下記のいずれかの資格及び経験を有することとする。

- ① 精神保健福祉に関する業務に従事した経験を有する者。
- ② 警察、消防など精神疾患を有する患者との対応に従事した経験を有する者で、課長補佐相当級の職務にあった者。

3 非常勤職員として任用された者（予定者を含む）は、年間2回程度の事例研修に参加することとする。

なお、研修に参加する場合は窓口職員単価の時間給と交通費を支給するものとする。

（任用期間）

第5条 毎年4月1日から任用し、翌年の3月31日で満了する。原則1年間の任用とする。

（勤務時間）

第6条 勤務時間は下記のとおりとする。

日勤（休日前半）	A勤務	9:00～16:45（休憩1時間）
同	B勤務	9:15～17:00（休憩1時間）
夜勤（休日後半、平日）	A勤務	17:00～翌8:30（休憩1時間）
同	B勤務	17:30～翌9:00（休憩1時間）

(任用の単価)

第7条 窓口業務は、大阪府非常勤ケースワーカーの雇用単価を基に予算で定める額とし、交通費は別途支給する。患者搬送業務は、一般嘱託員における課長補佐級相当単価を基に予算で定める額とし、交通費は別途支給する。

(採用方法)

第8条 新規採用に際しては、3月最終週までに、大阪府、大阪市、堺市の職員が評価票等を使用して面接し、一定の評価以上の者を採用とする。一定の評価を得たものが採用人数を超えた場合には得点の高い順、同点の場合には、再度、面接を実施するなどして採用を決定する。

(任用期間の満了)

第9条 任用については、原則として1年間であることから2月末までに任用期間満了通知を行う。継続任用を希望する場合は、意向調査書に基づき任命権者あて申請を行うこととする。

(継続任用)

第10条 継続任用については、勤務成績が優良であり、最長で満65歳に達する日の属する年度まで任用することができる。ただし、1年ごとの任用更新とする。

2 継続任用にあたっては、継続任用の意向調査書の提出に基づき、第8条に準じた面接を実施したうえで採否の決定を行う。

(その他)

第11条 その他、非常勤職員の就業等に関し必要な取り扱いについては、「一般職非常勤職員就業等規則」のとおりとする。

附則 この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

附則 この取扱いの改訂は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この取扱いの改訂は、平成28年4月1日から施行する。